

(不正競争防止法の一部を改正する法律の一部改正)
 第七條 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
 附則第二条中「第六條の三」を「第九條」に改める。
 (裁判所法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第八條 裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
 附則第三条第四号中「第六條の四から第六條の六まで」を「第十條から第十二條まで」に改める。
 (民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)
 第九條 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項水中「第六條の四第一項若しくは第六條の五第一項」を「第十條第一項若しくは第十一條第一項」に改める。
 (商標法の一部を改正する法律の一部改正)
 第十條 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
 附則第十一条を次のように改める。
 第十一條 削除
 (商標法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第十一條 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
 附則第五条第三項中「第十條第一項及び第十一條第一項」を「及び第十條第一項」に改める。
 (民事訴訟法の一部改正)
 第十二條 民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
 第九十二條第一項第二号中「第二條第四項」を「第二條第六項」に改める。
 (組織的犯罪処罰法の一部改正)
 第十三條 組織的犯罪処罰法の一部を次のように改正する。
 第二條第二項第三号口を次のように改める。
 口 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二十一條第一項第十一号(外国公務員等に対する不正の利益の供与等)の罪(同法第十八條第一項の違反行為に係るものに限る。)

別表第二第十九号を次のように改める。
 十九 削除
 (犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第十四條 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
 附則第四条中「別表第一第四号」を「又は別表第一第四号」に改め、又は別表第二第十九号を削る。
 法務大臣 南野知恵子
 文部科学大臣臨時代理 榎橋 泰文
 内閣総理大臣 小泉純一郎

証券取引法の一部を改正する法律をここに公布する。
 御 名 御 璽
 平成十七年六月二十九日
 内閣総理大臣 小泉純一郎

証券取引法の一部を改正する法律
 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
 第二十一条の二第二項中、当該書類の提出者が「を」当該書類(同項第八号に掲げる書類を除く。)の提出者又は当該書類(同号に掲げる書類に限る。)の提出者を親会社等(第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。)とする者が」に改める。
 第二十四条に次の六項を加える。
 第一項(第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により有価証券報告書を提出しななければならない外国会社(第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。)は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定によりこれに添付しなければならない書類(以下この条において「有価証券報告書等」という。)に代えて、外国において開示(当該外国の法令(外国有価証券市場を開

設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。)に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の五第七項において同じ。)が行われている有価証券報告書等に類する書類であつて英語で記載されたもの(以下この条及び次条第四項において「外国会社報告書」という。)を提出することができる。外国会社報告書には、内閣府令で定めるところにより、当該外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの(以下この条及び次条第四項において「補足書類」という。)を添付しなければならない。
 前二項の規定により報告書提出外国会社が有価証券報告書等に代えて外国会社報告書及びその補足書類を提出する場合には、第一項中「当該事業年度経過後三月以内(当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内)」とあるのは、「当該事業年度経過後公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内」とし、第五項中「当該事業年度」とあるのは、「当該特定期間」とあるのは、「当該事業年度経過後三月以内(当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内)」とあるのは、「当該特定期間経過後公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内」とする。
 第八項及び第九項の規定により報告書提出外国会社が外国会社報告書及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社報告書及びその補足書類を有価証券報告書とみなし、これらの提出を有価証券報告書等とみなしたものとみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。
 内閣総理大臣は、外国会社報告書を提出した報告書提出外国会社が第八項の外国会社報告書を提出することができる場合に該当しないと認めるときは、当該報告書提出外国会社に対し、

その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による有価証券報告書を、当該通知があつた日を起算日として公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に提出しなければならない。
 第二十四条の二に次の一項を加える。
 前条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項において読み替えて準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。
 第二十四条の五に次の六項を加える。
 第一項(第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による半期報告書に代えて、外国において開示が行われている半期報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの(以下この条において「外国会社半期報告書」という。)を提出することができる。
 外国会社半期報告書には、内閣府令で定めるところにより、当該外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの(以下この条において「補足書類」という。)を添付しなければならない。
 前二項の規定により報告書提出外国会社が外国会社半期報告書及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社半期報告書及びその補足書類を半期報告書とみなし、これらの提出を半期報告書とみなしたものとみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

その旨を通知しなければならない。この場合においては、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 前項の規定による通知を受けた報告書提出外国会社は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による有価証券報告書を、当該通知があつた日を起算日として公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内に提出しなければならない。
 第二十四条の二に次の一項を加える。
 前条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項において読み替えて準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出する場合について準用する。
 第二十四条の五に次の六項を加える。
 第一項(第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社は、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合には、第一項の規定による半期報告書に代えて、外国において開示が行われている半期報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの(以下この条において「外国会社半期報告書」という。)を提出することができる。
 外国会社半期報告書には、内閣府令で定めるところにより、当該外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの(以下この条において「補足書類」という。)を添付しなければならない。
 前二項の規定により報告書提出外国会社が外国会社半期報告書及びその補足書類を提出した場合には、当該外国会社半期報告書及びその補足書類を半期報告書とみなし、これらの提出を半期報告書とみなしたものとみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。